

○タクシーメーター

みなさんが普段利用するタクシー（ハイヤー）には、走行距離に応じて運賃を計算するためのタクシーメーターが取付けられています。概ね運転席と助手席の間のダッシュボード付近に取付けられているメーターを見たことがありますか。

計量法では有効期限内（タクシーメーターは1年）のものでなければ、取引や証明に使用してはならないと定められています。そのため、各タクシー会社では、毎年宮城県計量検定所でタクシーメーターの定期検査を受けています。

仙台市では、市内に営業所があるタクシー会社に対して抜き打ちで立入検査を実施し、メーター管理台帳の検査、タクシー会社に駐車してある実車の検査を実施しています。不備がある場合には、不備が解消されるまでは当該タクシーの使用を中止させたいうえ、書面で報告を求めることとしています。

立入検査の実施状況

台帳検査

	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不合格個数	検査日数
令和4年度	6	0	305	0	2
令和5年度	6	0	252	0	2
令和6年度	6	0	305	0	2

構造検査（車両検査）

	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不合格個数	検査日数
令和4年度	6	0	122	0	2
令和5年度	6	0	136	0	2
令和6年度	6	0	48	0	2

